

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活するための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るためのものであり、万全の職員体制で児童を見守る必要がある。

そのため、児童に対応する支援員等の職員配置については、突発的な事故や研修会への参加等に対応するため、2人以上とする基準を国が定め、市町村が条例を定める際に従うべきものとされている。

一方、全国的に職員の人材不足が深刻化していることを受け、国では、当該従うべき基準を参酌化することを、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。

仮に、当該従うべき基準が緩和され、職員1人で多くの児童に対応することになった場合、安全で安心な放課後児童クラブの運営が確保できない状況につながる。

放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保である。そのための最低基準として当該従うべき基準が定められたものであり、単に職員の確保が困難という理由で緩和すべきではない。

よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

岩手県久慈市議会

議長 中平浩志

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
厚生労働大臣	殿
少子化対策担当大臣	殿
男女共同参画担当大臣	殿
地方創生担当大臣	殿